

○東村山市就学援助に関する規則

平成20年3月11日

教育委員会規則第1号

改正 平成21年3月23日教委規則第5号

平成26年3月5日教委規則第2号

平成27年3月26日教委規則第4号

平成28年3月30日教委規則第2号

平成29年7月5日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定等に基づき、経済的理由等によって就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助（以下「就学援助」という。）をすることによって、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、東村山市に住所を有する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）で、公立小学校又は公立中学校に在籍する児童又は生徒の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）
 - (2) 東村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「準要保護者」という。）で、公立小学校又は公立中学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 公立小学校若しくは公立中学校の特別支援学級に通学し、若しくは通級し、又は特別支援学校に通級する児童又は生徒のうち、公共交通機関を利用するものの保護者
- (就学援助の内容等)

第3条 就学援助は、別表第1に定める内容により受給資格を有する者（以下「受給資格者」という。）に対して援助金又は医療券（以下「援助金等」という。）の支給を行う。

- 2 援助金等の支給は、受給資格者が生活保護法第13条の教育扶助、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく教育に係る支援給付又はその他の援助金等に相当

する給付等を受けたときは、その扶助又は給付等の限度において行わない。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度東村山市就学援助受給資格認定申請書（第1号様式）に、対象者であることを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が第2条第1号に該当する対象者であるときは、その者に係る東村山市福祉事務所長の生活保護開始の報告をもってその者の申請があったものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第3号に該当する対象者で、かつ、同条第1号又は第2号のいずれにも該当しないものが通学費又は通級費の支給を受けようとするときは、当該通学し、又は通級する児童又は生徒に係る学校長の報告をもってその者の申請があったものとみなす。

(受給資格の認定)

第5条 委員会は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該年度の就学援助に係る受給資格の認定の適否を決定する。

2 委員会は、前項の規定により受給資格があると認定したときは東村山市就学援助受給資格認定通知書（第2号様式）により、受給資格がないと認定したときは東村山市就学援助受給資格否認認定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

3 委員会は、第1項の規定による審査を行うにあたり必要があると認めるときは、学校長、民生委員及び福祉事務所長等の意見を聴くことができる。

(支給期間等)

第6条 受給者に対する援助金等の支給期間は、第5条第2項の規定により受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）が第4条の申請を行った日の属する月から当該月の属する年度の3月までとし、その支払いの期月及び方法は、別表第2に定めるところによる。

2 委員会は、援助金等の支給を行うにあたり、受給者又は学校長に対して、当該支給の対象となる事実について、必要な書類の提出又は情報の提供を求めることができる。

(認定の取消し)

第7条 委員会は、受給者が次の各号の一に該当するときは、受給資格の認定を取り消すことができる。

(1) 援助金等の受給を辞退したとき。

(2) 第2条に規定する対象者の要件を失ったとき。

(3) 虚偽その他不正の申請により受給したとき。

(返還)

第8条 委員会は、支払うべきでない援助金等の支給をしたときは、当該援助金等の受給者に対し、援助金等を返還させるものとする。

(受領権の委任)

第9条 受給者は、援助金等の受領を、学校長に委任することができる。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日教委規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月5日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月5日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条)

支給費目	支給対象者	支給内容等
学用品・通学用品費	要保護者及び準要保護者	小学1年生 児童1人につき11,420円 小学2年生～6年生 児童1人につき13,650円 中学1年生 生徒1人につき22,320円 中学2年生・3年生 生徒1人につき24,

		550円 ただし、年度の途中からの支給の場合、これらの金額を月割りにより算定した額とする。
新入学学用品費	要保護者及び準要保護者（第1学年の児童又は生徒の保護者で、当該児童又は生徒が第1学年となった年度の4月が支給期間であるものに限る。）	小学1年生 児童1人につき40,600円 中学1年生 生徒1人につき47,400円
校外活動費	要保護者及び準要保護者	宿泊を伴わない学校行事の活動に要した経費で保護者が負担した額
移動教室・修学旅行費	要保護者及び準要保護者	移動教室・修学旅行に直接要する経費で保護者が均一に負担した額並びにこれらの行程において班行動に要した費用及びスキー教室で必要とされるリフト代等で保護者が負担した額
学校給食費	要保護者及び準要保護者	学校給食費のうち、保護者が負担した額
医療費	要保護者及び準要保護者	学校の健康診断等で治療勧告のあった疾病のうち、学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）第7条で定めるものの治療費で保護者が負担した額
見舞金	要保護者及び準要保護者（火災等のり災者に限る。）	30,000円
通学費又は通級費	公立小学校若しくは公立中学校の特別支援学	児童又は生徒の通学又は通級に際し、公共交通機関を利用した場合の交通実費額のうち、

	級に通学し、若しくは通級し、又は特別支援学校に通級する児童又は生徒の保護者	保護者が負担した額
--	---------------------------------------	-----------

別表第2（第6条）

支給費目	支払期月等	支払方法								
学用品・通学用品費	8月期 ただし、年度の途中からの支給の場合で支給期間の開始月が8月以降となる場合の支払期月は、次の表に定めるところによる。 <table border="1" data-bbox="443 882 1040 1072"> <tr> <td>支給期間の開始月</td> <td>支払期月</td> </tr> <tr> <td>8月～11月</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>12月～3月</td> <td>3月期</td> </tr> </table>	支給期間の開始月	支払期月	8月～11月	12月期	12月～3月	3月期	金銭の給付		
支給期間の開始月	支払期月									
8月～11月	12月期									
12月～3月	3月期									
新入学学用品費	8月期									
校外活動費	3月期									
移動教室・修学旅行費	次の表に定めるところによる。 <table border="1" data-bbox="443 1391 1040 1711"> <tr> <td>対象となる事実が確認された月</td> <td>支払期月</td> </tr> <tr> <td>4月～7月</td> <td>8月期</td> </tr> <tr> <td>8月～11月</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>12月～3月</td> <td>3月期</td> </tr> </table>	対象となる事実が確認された月	支払期月	4月～7月	8月期	8月～11月	12月期	12月～3月	3月期	
対象となる事実が確認された月	支払期月									
4月～7月	8月期									
8月～11月	12月期									
12月～3月	3月期									
学校給食費										
見舞金										
通学費又は通級費										
医療費	受給者から申出のあったとき	医療券の交付								

下記により、就学援助の支給を受けたいので申請します。また、東村山市教育委員会が認定事務のため、私の世帯における市民税課税状況等の確認を行うことを承認いたします。また、東村山市が就学援助による援助金を依頼口座へ振込んだときは同時に支払い金を領収したものと認めます。

申請者(保護者)住所
 保護者氏名
 電話番号 日中の連絡先
 (自宅) (携帯・勤務先)

(申請先)東村山市教育委員会 年 月 日

対象児童生徒	氏名(フリガナ)	生年月日	学校名・学年・組	認定	申請理由(○印をつけてください)	
	()	年 月 日	学校 年 組			1. 世帯の収入が少なく、就学させることが困難である。
	()	年 月 日	学校 年 組			2. 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けている。
	()	年 月 日	学校 年 組			3. 児童扶養手当を受けている。
	()	年 月 日	学校 年 組			4. 市都民税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険減免を受けている。

上記以外の同居の家族	フリガナ氏名	生年月日	続柄	個人番号 職業・学校名	年間収入	申請理由(○印をつけてください)	
	1	年 月 日					5. その他、具体的に記入してください。
	2	年 月 日					
	3	年 月 日					
	4	年 月 日					
合 計							

【記入上の注意事項】
 ①保護者の方は、太線の中だけご記入ください。②この申請書は就学援助受給資格審査をするために必要な調書ですから、正確にありのままをご記入ください。③住宅の形態欄は該当するものを○で囲み、家賃は1カ月分をご記入ください。④支給口座の欄は正確にご記入ください。

備 考

住宅の形態 (○をつけてください) 1. 持家 2. 借家 → 家賃月額 円 前年度の受給状況 有 ・ 無

振込指定口座 金融機関名 支店名 口座番号 口座名義人(カタカナで記入)

(相手方) 在籍する公立小中学校長
 私は、就学援助の受給認定を受け、学校納付金を滞納した場合は、対象児童生徒欄の在籍している学校長を代理人と定め市から受ける就学援助による援助金について、その受領等一切の権限を委任します。
 年 月 日
 保護者氏名

第2号様式(第5条)

第 号
年 月 日

様

東村山市教育委員会

東村山市就学援助受給資格認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、東村山市就学援助受給資格の認定について、下記の通り決定いたしましたので通知します。

記

1. 対象児童生徒名

学校	年	氏名
学校	年	氏名

2. 就学援助の開始月

3. 就学援助の内容

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東村山市教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先 東村山市教育委員会 部 課 係
TEL

第3号様式(第5条)

第 号
年 月 日

様

東村山市教育委員会

東村山市就学援助受給資格否認定通知書

年 月 日付で申請のありました東村山市就学援助受給資格の認定については、次の理由により否認定となりましたので、通知します。

記

1. 対象児童生徒名

学校	年	氏名
学校	年	氏名

2. 理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東村山市教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先 東村山市教育委員会 部 課 係
TEL

第1号様式 (第4条)

第2号様式 (第5条)

第3号様式 (第5条)